

島根労働局からのお知らせ（32）

労働保険の年度更新（申告・納付）は、

6月1日から7月10日まで

○5月中の受付は、できません。

○電子申請の利用で、事務所などから、いつでも、待ち時間なく申告納付が可能になります。詳しくは、同封の「申告書の書き方」または、右のQRコードを参照してください。



○年度更新申告書の書き方等については

コールセンター 0120-560-710

（開設期間） 5月29日（金）～7月14日まで（火）※フリーダイヤル

（受付時間） 月～金曜日：9時～17時まで ※土、日・祝日を除く。

▽このような場合でも、申告書の提出は必要です

○既に廃業している（保険関係の廃止手続が必要）

○労働者を使用しなくなった

○現在は労働者を雇用していないが、
今後、雇用する見込みがある

「申告書の書き方」
を参照

令和2年度 労働保険年度更新申告 集合受付日程表（裏面）

ご案内：申告受付会場の混雑が予想されますので、
電子申請による申告・納付をご利用ください。

※ 裏面の日程以外に、金融機関等で申告を受け付けています（詳細は「申告書の書き方」参照）。

「島根労働局 労働保険関係」で
ウェブ検索すると年度更新該当ページが表示されます。

島根労働局 年度更新サイト
QRコード



令和2年度 労働保険年度更新申告 集合受付日程表

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため受付体制を縮小します。
会場の混雑が予想されますので、電子申請や郵送等により申告願います。

開催地等	受付時間	会場	TEL
雲南市 6月12日(金)	11:00 ~ 15:00	三刀屋文化体育館アスバル 娛樂音楽室 雲南市三刀屋町古城1-1	0854 45-9222
安来市 6月15日(月)	11:00 ~ 15:30	安来商工会議所 102会議室 安来市安来町878-8	0854 22-2380
仁多郡 6月16日(火)	13:00 ~ 15:00	奥出雲町サイクリングターミナル 研修室 仁多郡奥出雲町三成558-6	0854 54-2100
邑智郡 6月18日(木)	13:00 ~ 16:00	ハローワーク川本 会議室 邑智郡川本町川本301-2	0855 72-0385
大田市 6月19日(金)	10:00 ~ 15:00	あすてらす 研修室5 大田市大田町大田イ236-4	0854 84-5500
出雲市(平田町) 6月22日(月)	11:00 ~ 15:00	平田文化館 小ホール 出雲市平田町2112-1	0853 63-5030
益田市 6月24日(水)	13:00 ~ 16:00	益田地方合同庁舎(国) 3階 会議室 益田市あけぼの東町4-6	0856 22-2351
浜田市 6月25日(木)	10:00 ~ 16:00	石央文化ホール 301会議室 浜田市黒川町4175	0855 22-2100
江津市 6月26日(金)	10:00 ~ 15:00	パレットごうつ 会議研修室(1) 江津市江津町1518-1	0855 52-7820
松江市 6月29日(月)	10:00 ~ 16:00	松江地方合同庁舎(国) 5階 労働保険徴収室 松江市向島町134-10	0852 20-7010
出雲市(塩冶善行町) 6月30日(火)	11:00 ~ 15:30	出雲地方合同庁舎(国) 1階 会議室 出雲市塩冶善行町13-3	0853 21-1240

《新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の目的で急きょ中止する場合があります。
お越しになる前に島根労働局のホームページにて開催状況をご確認ください。》

※島根労働局又は労働基準監督署の窓口にて申告・納付の際は、
午前10時から午後4時の間での提出にご協力願います。

注意事項

- 来場前に「申告書の書き方」の「申告書作成チェックポイント」などで、再度ご確認ください。
- **申告に必要な集計及び申告書の記入は**、来場者の方でご対応願います。
- 上記の日程以外に、右ページの項目1のとおり申告書を受け付けています。
- 会場は、**駐車台数制限**や**有料の場合**がありますので、来場の際は公共交通機関等をご利用ください。

【ご案内：申告受付会場の混雑が予想されますので、電子申請による申告・納付をご利用ください。】

1 申告書の提出方法 (詳細は「申告書の書き方」の該当ページ参照)

(ア) 申告書等の提出先

	申告書	添付書類 (※2)
電子申請 (電子申請を行った場合に限り、電子納付も選択が可能。 ※従来の納付書でも納付できます。)	○	○
金融機関	○ (※1)	×
管轄の労働局	○	○
管轄の労働基準監督署 : 所掌1のみ	○ (※3)	○
社会保険・労働保険徴収事務センター (年金事務所内)	○	×

※1 口座振替をご利用の場合及び納付金額がない場合は、金融機関への提出はできません。
申告書と領収済通知書(納付書)を切り離さずに、金融機関へご提出ください。

※2 第2種特別加入保険料の申告を行う場合の添付書類も同様の取り扱いとなります。

※3 所掌1: 労災保険のみ及び労災と雇用の両保険。
雇用保険のみの所掌3は、対象外。

(イ) 郵送による提出

申告書[提出用](及び添付資料)を管轄の労働局(所在地は送付した封筒の表面に記載)あてに郵送してください。

申告書(事業主控)に受付印が必要な場合は、申告書[事業主控]と返信用封筒(切手添付)を必ず同封してください(返信先が申告書記載先と異なる場合は、相互の関係性が判断できる資料を添付してください)。

※ 2 高年齢労働者に係る雇用保険料

(※) 64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

令和2年4月1日から、すべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要となります。

今年度の年度更新時に、申告書の「概算保険料算定内訳の雇用保険分の欄に雇用保険被保険者分を全て算入」する必要があります。

3 労働保険の電子申請義務化 (詳細は「申告書の書き方」の該当ページ参照)

現在、政府全体で行政手続きコスト(行政手続きに要する事業者の作業時間)を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人が労働保険等に関する一部の手続を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなります。

注1 特定の法人とは：資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社

注2 一部の手続とは：継続事業(一括有期事業を含む)を行う事業主が提出する年度更新に関する申告書(概算保険料、確定保険料、一般拠出金)など

4 事業主・事業の名称・所在地等を変更した場合 (詳細は「申告書の書き方」の該当ページ参照)

事業主の氏名(法人の名称)、事業主の住所(本店所在地)、事業の名称・所在地等に変更があった場合は、労働基準監督署等の窓口に備え付けてある「名称、所在地変更届(様式第2号)」を所轄の労働基準監督署(所掌3の場合は、公共職業安定所(ハローワーク))に提出してください。

なお、法人の代表者のみの変更の場合は、手続き不要です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みの一環として

労働保険に係る各種手続きに **電子申請** をご活用ください

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めています。

この感染拡大防止の観点から、当省管轄下の窓口利用者の皆様におかれましても感染拡大防止の一環として、電子申請の積極的な活用をお願いします。

なお、現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、**特定の法人**が労働保険等に関する**一部の手続**を行う場合には、**2020年4月以降、電子申請が義務化されました。**

※電子申請の義務化についての詳細は、同封の「申告書の書き方」の該当ページを参照願います。

いつでも どこでも手続可能

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要もなく、
開庁時間にとらわれず、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディーに

一度電子申請を行えば、次年度からは変更と修正だけ！
入力チェック機能や計算機能があるので、ミスを防げます。

無駄な時間やコストも削減

申請・届出用紙の入手や手書きが不要！
書類申請のための移動や人件の費用などのコストカットができます。

1 電子申請を行う際の事前準備に関する問合せ先（e-Gov電子申請）

電話番号 **050-3786-2225**（電子政府利用支援センター）

4～7月 平日：9～19時 / 土日祝日：9～17時

8～3月 平日・土祝日：9～17時 / 日曜日と12/30～1/3は受付休止

2 厚生労働省 電子申請サイトQRコード ➡

